

身体拘束に対するマニュアル

まかろんキッズ松崎教室における支援において拘束行為を必要とする支援は基本禁止行為と位置づけ各職員が自覚し、利用者の生命の危険と施設長が判断した場合にのみ「3」の項目より手順を踏み可能な限り短時間のみの拘束を行う。

支援者及び家族等が支援中における行為の一部に拘束と捉えられる行為があると指摘があった場合は、真摯に受け取り適切な説明と今後の対応を早急に会議開催と検討を行いご家族へ報告、謝罪する体制をつくる。

1 身体拘束の弊害

身体拘束の弊害は、身体的、精神的、社会的なものがある。さらに拘束することで精神状態の悪化が進み、ますます身体拘束をしなければならなくなり、一時的な拘束が常時の拘束するようになるといった悪循環が生じやすくなる。

- ① 身体的弊害：関節の拘縮、筋力の低下、食欲の低下、心肺機能の低下、拘束されることによる転落や窒息事故など。
- ② 精神的弊害：利用者の不安、怒り、屈辱、あきらめ、悲しみ。家族の混乱、後悔、罪悪感など。支援者の支援に対する誇りの喪失と士気の低下など
- ③ 社会的弊害：通所支援施設に対する社会的な不信や偏見の助長

2 身体拘束廃止のための5つの基本

- ① 施設長・管理者などの責任者が身体拘束廃止を決意し現場をバックアップする方針を徹底し、施設内で必要に応じ会議を設け、施設全体で取り組むようにする。
- ② みんなで議論し共通の認識をもつ身体拘束は個々の職員の意識の問題ではあるが、職員間で十分に議論し意識を共有化する。家族との話し合いの場も設け、身体拘束廃止への理解を得るようにする。
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す個々の利用者の状態を把握し身体拘束を必要としない状態を作る。このため問題行動の原因を理解するように努め、それにあつた支援の工夫を検討し実行する。
- ④ 事故の起きないような環境を整備し柔軟な応援態勢を確保する。転倒、転落、離設を起きないような環境を整備する。手すりを取り付ける、足元に物を置かない。職員全員で助け合える柔軟な態勢をとり事故の防止に努める。
- ⑤ 代替的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的とする身体拘束をしなければならないような場合も本当に代替の方法がないのかを検討する。漫然と拘束している場合は直ちに拘束を解除する。ケアの方法の改善、環境の整備など創意工夫を重ねる。省令にある「緊急やむをえない場合」の身体拘束は極めて限定的に考える。

3 緊急やむをえない場合の対応

- ① 3つの条件をすべて満たす必要がある

ア 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が

著しく高いこと

イ 非代替性：生命または身体が危険にさらされる可能性が見込まれ身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと

ウ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

② 慎重な手続きを行う身体拘束は職員個人で行わず、施設全体として判断するようにルールを決めておく。また家族に対しての身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得る。緊急やむをえない身体拘束としても常時観察し要件に該当しなくなれば直ちに解除する。

③ 身体拘束に関する記録を義務づける身体拘束を行う場合の理由、方法、期間等について記録しなければならない。

4 「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の確認手続き

「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合、3要素の判断に加え、慎重な手続きを踏まなければならない。

手続きの内容は、以下の5つのポイントを踏まえる必要がある。

「緊急やむを得ない場合」の確認手続きの5つのポイント

1 身体拘束を廃止に向けた体制づくり

2 カンファレンスの実施

3 利用者本人や家族に対しての説明

4 記録と再検討

5 拘束の介助

更新日 2025/4月